

令和7年国勢調査大津市調査員事務打合せ会用説明動画制作業務仕様書

1 業務名

令和7年国勢調査大津市調査員事務打合せ会用説明動画制作業務（以下、「本業務」という。）

2 委託期間

委託契約締結日から令和7年8月22日まで

3 委託料の上限

968,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

4 業務目的

国勢調査は5年に1度、10月1日を調査期日として実施される総務省所管の基幹統計調査で、国の最も重要な統計調査のうちの1つである。

大津市（以下、「委託者」という。）が実施する、令和7年国勢調査の調査員が参加する事務打合せ会において使用する説明用の映像を制作することにより、同調査の円滑かつ正確な遂行を図ることを目的とする。

5 業務内容

(1) 動画の制作

① 国から提供される「調査員のしごと」及び「調査の手引」（別添のとおり）の内容を分かりやすく説明する動画を制作すること。なお、各セクションに分けて記載されている手順のうち、次の項目とする。

- ・調査区の確認と『調査区要図』の作成
- ・『調査世帯一覧』への必要事項の記入
- ・調査票の「調査員記入欄」への記入と配布準備
- ・調査書類の配布
- ・調査票未提出世帯の特定
- ・聞き取り調査及び「聞き取り調査票」の作成
- ・調査書類の検査・整理、提出

② 動画のタイトル及びサブタイトルは「調査員のしごと」のとおりとすること。

③ 動画のシナリオ及びナレーション原稿等（絵コンテ含む）を作成し、内容については委託者と協議すること。

④ 動画の尺は合計で70分以内とすること。

⑤ 動画にはナレーション、テロップ等をつけるなどして分かりやすい映像とすること。

⑥ 動画撮影及び制作の内容については、「調査員のしごと」及び「調査の手引」に記載のある事項を基本とし、詳細については委託者と協議の上、決定すること。

⑦ 撮影にあたっては受託者が撮影相手方に許可等の必要な手続きを行うこと。

⑧ 撮影に際し、使用料、出演料、謝礼等の費用が発生する場合は、受託者の負担とすること。

⑨ 必要に応じて委託者が提供する素材を使用して動画を制作すること。

(2) その他

当該業務は次の項目を踏まえ実施すること。

- ① 撮影後の映像については、仮の編集状態で委託者が確認できるよう速やかに準備し、複数の修正や要望を踏まえて本編集を行うこと。なお、本編集後も委託者で再度確認を行い、了承するまでとする。
- ② 制作する動画の保存形式は、次のとおりとする。
 - ・ Y o u T u b e で再生可能な形式
 - ・ DVDプレーヤー、プロジェクター等で再生可能な形式
- ③ 動画の制作にあたり、委託者の有する施設の提供や職員の出演が可能であるため、委託者と協議の上、決定すること。

6 成果物

- (1) 完了報告書1部（A4判）
- (2) 制作した動画データ一式（プレーヤー再生用DVD4枚を含む。）
- (3) その他、各提案業務に付随して制作される各種成果物の電子データ等
※成果物は受託者において映像・画像・音楽等に係る肖像権や著作権処理を済ませたものとする。
※詳細については、委託者と協議の上、決定する。

7 検査

本業務の成果品については、委託者検査員及び監督員立ち合いの上、検査を受けるものとする。

8 完了

本業務は、成果品の納入一覧表と共に成果物を提出し、完了検査を受け、検査合格により完了とする。

9 手直し

委託者への成果物引き渡し日から起算して1月の間、成果物に瑕疵があるときは、受託者は無償で当該成果物の補修を行うこと。

10 スケジュール（予定）

令和7年6月～ 打合せ、動画制作の実施、撮影、編集
8月 成果物、完了報告書提出

11 その他

- (1) 各種業務の実施に際しては、事前に委託者と協議の上その内容を決定すること。
- (2) 本業務の成果物の所有権及び著作権は、全て委託者に帰属するものとする。
- (3) 本業務に係る必要な物品等については、受託者が用意すること。
- (4) 本業務の履行にあたっては、本契約履行上知り得たいかなる事項も他に漏らしてはならない。

- (5) 各種業務の実施にあたり収集・作成された書類・データの使用、保管にあたっては、紛失・漏洩等が生じないよう厳重に管理すること。
- (6) 本仕様書に定められていない事項については、双方で協議の上決定すること。

12 問合せ先

大津市役所政策調整部市政情報課 南

Tel : 077-528-2714

Mail : otsul209@city.otsu.lg.jp